

富山市告示第583号

富山市建設工事競争入札参加資格者選定要綱を次のとおり定める。

平成20年10月31日

富山市長 藤井裕久

富山市建設工事競争入札参加資格者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、富山市が発注する建設工事の請負契約の競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、資格審査の時期、方法等について、必要な事項を定める。

(競争入札参加者の資格)

第2条 競争入札に参加できる者（以下「入札参加資格者」という。）は、次の各号に該当する者であって、第5条の規定により建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されたものでなければならない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定により建設業の許可を受けている者
- (2) 法第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けている者
- (3) 次に掲げる届出を行っている者（当該届出の義務がある者に限る。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(競争入札に参加することができない者)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、

競争入札に参加することができない。

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 法第28条第3項の規定により、新潟県、石川県及び富山県の区域内において営業停止を命ぜられた者であって、当該営業停止期間中の者
- (3) 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者
- (4) 税を滞納している者
- (5) 第9条の規定により入札参加資格を抹消され、2年を経過しない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者及び更生手続開始の決定を受けた者又は再生手続開始の決定を受けた者にあつては、再度の入札参加資格の認定を受けていない者
- (7) 富山市工事成績評定点による入札参加の制限等に関する要領に基づく入札参加制限期間中の者
（資格審査申請の時期及び方法）

第4条 競争入札に参加しようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）
- (2) 第2条第3号に定める届出を経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で確認できない場合は、当該届出を行ったことを確認することができる書類（写し）
- (3) 主観的事項に関する申請書（様式第2号（その1－その4）富山市の区域に主たる営業所を有する者（以下「市内業者」という。）に限る。）
- (4) 企業規模等調書（様式第2号の2）（市内業者に限る。）
- (5) 委任状（入札、契約の締結並びに代金の請求及び受領等の権限を委任する場合に限る。様式第3号）
- (6) 営業所一覧表（様式第4号）

(7) 営業所の専任技術者一覧表（様式第4号の2）（法第7条第2号及び法第15条第2号に規定する営業所ごとに配置する専任の技術者。ただし、富山市の区域以外に主たる営業所を有する者（以下「市外業者」という。）のうち、富山県の区域に法第3条第1項に定める営業所を委任先としている者にあつては、当該委任先が受けている建設業の許可業種に限る。）

(8) 工事経歴書

(9) 業態調書（様式第5号）

(10) 技術職員名簿（様式第6号）

(11) 技術職員以外の職員名簿（様式第7号）

(12) 保有機械器具調書（様式第8号）

(13) 登記事項証明書（法人が申請する場合に限る。）

(14) 身分証明書（個人が申請する場合に限る。市町村長発行のもの。）

(15) 納税証明書

(16) 取引金融機関届（様式第9号）

(17) 資本関係・人的関係に関する調書（様式第10号。）

(18) 営業所実態調査依頼書（様式第11号。新たに競争入札参加資格申請を行った者（前回の定期受付により有効な期間において資格者名簿に登載されていた者が行う場合を除く。以下「新規申請者」という。）のうち、市内業者に限る。）

(19) 営業所写真（様式第12号その1、その2。新規申請者のうち、市内業者に限る。）

(20) 営業所案内図（様式第12号その3）

(21) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請書は、平成20年度及び同年度から起算して2の倍数の年度を経過したごとの年度（以下「定期受付年度」という。）の11月1日から12月25日まで（富山市の休日を定める条例（平成17年富山市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。ただし、提出期間の末日が休日に当たるときは、当該休日の翌日まで）に提出しなければならない。

3 市長は、定期受付年度の受付（以下「定期受付」という。）のほか、

入札参加資格の有効期間の開始日から、当該定期受付年度から起算して2年度経過後の2月15日まで（休日を除く。）の間、申請書を受け付ける（以下「随時受付」という。）。

（建設工事競争入札参加資格者名簿への登載）

第5条 市長は、申請書を受理したときは、次に掲げる事項（市外業者にあつては、第1号に掲げる事項）につき、別に定めるところにより審査し、建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載するとともに、資格の有無を申請者に対して通知する。なお、次項の規定による工事の種類別格付を行った申請者には、同時にその等級を通知する。

(1) 法第27条の23に規定する経営に関する客観的事項

(2) 市工事成績

定期受付年度（ただし、随時受付にあつては、その申請により得られる入札参加資格について、第6条に規定する有効期間の満了日が同一となる定期受付年度）の前4年度における建設工事の種類別の市工事成績

(3) 市工事経歴

定期受付年度の前4年度における建設工事の種類別の市工事完成高

(4) 技術職員数（法第27条の23第1項の規定による経営事項審査における業種別の総合評定値の算出の基礎となった技術職員数）

(5) 信用状況

定期受付年度の前2年度における書面又は口頭による警告及び注意、指名停止、入札参加制限、指示並びに営業の停止の状況

(6) 社会的貢献の状況

定期受付年度及び前年度における除雪協力の状況、定期受付年度における災害協力及び障害者雇用の状況、申請日において、富山市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成20年富山市消防局訓令第3号）第2条第2号に定める消防団協力事業所の認定を受けた事業所の登録の状況、富山市が平成20年度から二酸化炭素排出削減策の一環として実施したチーム富山市推進事業（以下「チーム富山市」という。）に、チーム富山市のメンバーとして登録した事業者の登録の状況、

ボランティア活動の状況、定期受付年度の前2年度における保護観察対象者等の雇用状況、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第4項の規定による届出の状況、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第7項の規定による届出の状況、本市のSDGsサポーター登録の状況、除雪オペレーターの育成の状況。

2 前項の格付は、土木工事についてはA、B、C又はDの4等級に、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事及び造園工事についてはA、B又はCの3等級にそれぞれ格付して行う。

（資格の有効期間）

第6条 入札参加資格の有効期間は、定期受付にあっては定期受付年度の翌年度の4月1日から次の定期受付年度の3月31日までとし、随時受付にあっては資格者名簿に登載された日から次の定期受付年度の3月31日までとする。

（営業の譲渡又は相続）

第7条 入札参加資格者から営業の全部若しくは一部を譲り受けた者又は入札参加資格者の死亡により営業を相続した者は、建設工事入札参加資格（譲受、相続）審査申請書（様式第13号）に営業の全部又は一部を譲り受け、若しくは相続したことを証する書面を添付して提出しなければならない。

2 前項の申請があったときは、随時に第5条の規定により格付し、資格者名簿に登載するとともに、その結果を申請者に通知する。

3 前項の措置に係る資格の有効期間は、譲渡人又は被相続人の有していた有効期間の残期間とする。

（変更等の届出）

第8条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、速やかに入札参加資格変更届出書（様式第14号）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 受任先営業所等の名称及び所在地

(3) 法人又は共同企業体である場合においては、代表者の氏名

- (4) 受任者の氏名
- (5) 営業所の専任技術者の氏名
- (6) 指定口座
- (7) 電話番号及びFAX番号
- (8) その他

2 入札参加資格者は、入札参加資格を取り下げようとするときは、入札参加資格取下届出書（様式第14号の2）を提出しなければならない。

（入札参加資格の抹消又は格付の降級）

第9条 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消し、又は格付を降級することができる。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 申請書及び添付書類に事実と異なる事項を記載したとき。
- (4) 第3条第4号の規定に該当したとき。
- (5) 前条第1項に規定する変更の届出をしなかったとき。

（発注工事に対応する建設業許可業種の基準）

第10条 発注工事の種類別に応じ、入札参加することのできる建設業の許可業種の基準は、別表のとおりとする。

（共同企業体の特例）

第11条 共同企業体の申請要件は、別に定めるところによる。

2 共同企業体は、建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 共同企業体協定書
- (2) 構成員ごとの施工実績調書
- (3) 構成員ごとの配置予定技術者調書
- (4) 電子入札用委任状（電子入札による場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項の場合において、入札後に当該建設工事に係る共同企業体の資格審査を行うときは、前項第1号に掲げる書類は、当該入札後に提出するものとする。

- 4 建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書は、市長が必要と認める場合に、その都度提出できるものとする。この場合において、第6条の規定は適用しない。
- 5 共同企業体の資格審査は、第5条の規定に準じて、別に定めるところにより行う。
- 6 共同企業体の構成員が第9条の各号のいずれかに該当したときは、当該共同企業体は、第9条の規定の適用を受けるものとし、共同企業体が第9条の各号のいずれかに該当したときは、当該共同企業体の構成員について同様とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年11月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第5条第1項第4号の規定については、定期受付にあっては平成22年度の申請から、随時受付にあっては平成23年度の申請から適用する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、廃止前の建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日以後における平成20年度の随時受付に係る手続については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年11月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第5条第1項第4号、第5号及び第2項の規定については、定期受付にあっては平成22年度の申請から、随時受付にあっては平成23年度の申請から適用する。
- 3 施行日以後における平成22年度の随時受付に係る手続については、

なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の富山市建設工事競争入札参加資格者選定要綱第5条第1項第5号の規定は、定期受付にあっては平成24年度の申請から、随時受付にあっては平成25年度の申請から適用し、平成23年度及び平成24年度の随時受付に係る手続きについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年11月4日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第2条第3号、第4条第1項第4号、様式第2号その1及び様式第2号その3の規定は、定期受付にあっては平成26年度の申請から、随時受付にあっては平成27年度の申請から適用し、平成26年度の随時受付に係る手続については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第5条第1項第6号、様式第1号、様式第2号その1、様式第4号及び様式第6号の規定は、定期受付にあっては平成28年度の申請から、随時受付にあっては平成29年度の申請から適用し、平成28年度の随時受付に係る手続については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年11月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の富山市建設工事競争入札参加資格者選定要綱の規定は、定期受付にあっては令和2年度の申請から、随時受付にあっては令和3年度の申請から適用し、令和2年度の随時受付に係る手続にあっては、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の富山市建設工事競争入札参加資格者選定要綱の規定は、定期受付にあっては令和4年度の申請から、随時受付にあっては令和5年度の申請から適用し、令和4年度の随時受付に係る手続にあっては、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）
発注工事に対応する建設業許可業種

発注工事の種別	対応工事の種別（建設業許可に係る業種）
一般土木工事	土木工事業
アスファルト舗装工事	舗装工事業
セメント、コンクリート舗装工事	舗装工事業
橋梁上部工事	鋼構造物工事業
プレストレストコンクリート工事	土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事業、防水工事業
ボーリング、グラウト工事	とび・土工・コンクリート工事業、さく井工事業
スノーシェッド工事	土木工事業、鋼構造物工事業
ロードヒーティング工事	電気工事業
消雪装置工事	管工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
水道管埋設工事	土木工事業、水道施設工事業
水門、門扉工事	鋼構造物工事業
水処理装置工事	機械器具設置工事業
横断歩道橋工事	鋼構造物工事業
造園工事	造園工事業
さく井工事	さく井工事業
信号機設置工事	電気工事業、機械器具設置工事業
防護柵工事	とび・土工・コンクリート工事業
一般建築工事	建築工事業
給排水、衛生設備工事	管工事業
暖冷房設備工事	管工事業
電気設備工事	電気工事業

電話、通信設備工事	電気通信工事業
放送、拡声装置工事	電気通信工事業
消防、防災設備工事	消防施設工事業
エレベーター工事	機械器具設置工事業
じん芥処理施設工事	清掃施設工事業、タイル・れんが・ブロック工事業
室内装飾工事	内装仕上工事業
建具工事	建具工事業
塗装工事（道路標示を含む）	塗装工事業
防水工事	防水工事業
特殊工事	該当する対応建設業

01	1：新規	※02 業者番号								※ 申請者	市内	※05 申請者の地域区分
	2：更新	03 建設業許可番号			-					04 の区分	市外	1富山 2大沢野 3大山 4八尾 5婦中 6山田 7細入

※ 主観的事項 有 無

建設工事入札参加資格審査申請書(定期受付)

年度に、富山市で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

年 月 日

(宛先) 富山市長

住 所

06 申請者 商号又は名称

(本社) 代表者職氏名

※委任先がある場合07|08|10~|14の項目は、委任先のを記載してください。

07 本社(店)又は委任先の郵便番号 -

代表者住所 富山市内 富山市外

フリガナ

08 本社(店)又は委任先の住所

フリガナ

09 商号又は名称

10 委任先の名称

フリガナ

11 代表者又は受任者の職氏名

12 本社(店)又は委任先の電話番号 - -

14 本社(店)又は委任先のメールアドレス

13 本社(店)又は委任先のFAX番号 - -

15 競争参加資格希望工種区分
(希望する工種区分の番号に○をつけ、空欄に許可の種類(般・特)を記入する)

01 土木一式	08 電 気	15 板 金	22 電 気 通 信
02 建 築 一 式	09 管	16 ガ ラ ス	23 造 園
03 大 工	10 タイル・れんが・ブロック	17 塗 装	24 さ く 井
04 左 官	11 鋼 構 造 物	18 防 水	25 建 設 機 具
05 とび・土埃・コンクリート	12 鉄 筋	19 内 装 仕 上	26 水 道 施 設
06 石	13 ほ 装	20 機 械 器 具 設 置	27 消 防 施 設
07 屋 根	14 し ゅ ん せ つ	21 熱 絶 縁	28 清 掃 施 設
			50 解 体

(16 代理申請時使用欄)

16 申請代理人
申請代理人郵便番号
申請代理人住 所
申請代理人氏 名
申請代理人電話番号

印

17 インボイス発行事業者の登録 済・予定(年 月頃)・無し

※欄については、記入しないでください。(以下同じ。)

様式第2号（第4条関係）

その1

主観的事項に関する申請書

(宛先) 富山市長

申請者

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

富山市建設工事競争入札参加資格審査に係る主観的事項の審査を下記のとおり申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

項	目	点数 (注1)	〇印欄 (注2)
1 除雪協力 年度・ 年度に、富山市と除雪業務につ いて右の内容の契約をしている。 (令和4年度は契約予定を含む。) ※ 稼働実績の有無は問わない。 ※ 各年度のaまたはbを選択 (a、b両方の実績がある 場合はaを選択) すること。	年度	a.自社の機械で道路又は歩道除雪 業務を実施する (機械及びオペ レーターの提供)。	10
		b.市から貸与された機械で道路又 は歩道除雪業務を実施する (オペ レーターの提供)。	5
	年度	a.自社の機械で道路又は歩道除雪 業務を実施する (機械及びオペ レーターの提供)。	10
		b.市から貸与された機械で道路又 は歩道除雪業務を実施する (オペ レーターの提供)。	5
2 災害協力	申請日時点で、富山市「災害時における応急対策業務に関する協定」等を締結し ている協会等 (注3) の会員である。 (協会名:)	15	
3 消防団への協力	申請日時点で、富山市から消防団協力事業所と認定された者である。	10	
4 「チーム富山市」への参加	申請日時点で、企業単位で温暖化防止に取り組む「チーム富山市」へ参加している。 (チーム名:)	5	
5 ボランティア活動 (1)、(2) 各10点、(3) 5点	(1) 企業として、基準日 (令和 年 月 日) から前4年間に2回以上、ボラン ティア活動を継続的に行っている。 ※別紙「ボランティア活動実績報告書」を添付してください。	10	

項 目	点数 (注1)	○印欄 (注2)
(2) 企業として、法定外公共物の機能管理を行っている生産組合などから依頼を受け、草刈りや水路のしゅんせつ、軽微な修繕などの地域貢献活動を行っている。基準日(令和 年 月 日) から前2年間に2回以上の継続的な実績を必要とする。 <u>※別紙「法定外公共物の機能管理に係るボランティア活動実績報告書」を添付してください。</u>	10	
(3)申請日時点及び前年度にひとり暮らし高齢者宅等への除雪協力として、富山市社会福祉協議会(ボランティアセンター)が組織する「おらっちゃん雪かき隊」等の除排雪ボランティアに事業者として登録があること。 除排雪ボランティア名() 事業実施団体()	5	
6 障害者雇用 次の(1)又は(2)に該当する者。		
(1) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項に規定する障害者の雇用義務があり(=常用労働者数43.5人以上(建設業は53.5人以上))、法定雇用率(2.3%)を満たす数以上の障害者を雇用している。 <u>※公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」(令和 年 月 日時点の状況を記載し、職業安定所の受付印のあるもの)の写しを添付してください。</u>	5	
(2) 障害者の雇用義務はないが(=常用労働者数43.5人未満(建設業は53.5人未満))、申請日時点で障害者を1名以上雇用している。 <u>※別紙2「障害者雇用の報告書」及び身体障害者手帳等の写しを添付してください。</u>	10	
7 保護観察対象者等の雇用 協力雇用主として富山保護観察所に登録し、定期受付年度の前2年度に保護観察対象者等を3ヶ月以上雇用した実績がある。 <u>※富山保護観察所の証明する「協力雇用主及び保護観察対象等の雇用に関する証明書」の写しを添付してください。</u>	5	
8 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく一般事業主行動計画の届出 次世代育成支援対策推進法第12条第1項に規定する一般事業主のうち、常時雇用する労働者の数が100人以下の者であって同項に規定する一般事業主行動計画を策定し、富山労働局長に届出をしている者。 <u>※富山労働局の受付印が押印された届出の写しを添付してください。</u>	5	
9 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく一般事業主行動計画の届出 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項に規定する一般事業主のうち、常時雇用する労働者が100人以下の者であって同項に規定する一般事業主行動計画を策定し、富山労働局長に届出をしている者。 <u>※富山労働局の受付印が押印された届出の写しを添付してください。</u>	5	
10 SDGs推進活動 SDGs(持続可能な開発目標)の推進に向けて活動に取り組んでいる者。SDGsに掲げる目標達成に向けて取り組む企業として市のSDGsサポーター登録をしている者。	5	
11 除雪オペレーターの育成 次の(1)又は(2)に該当する者。		
(1)申請日時点で市の除雪オペレーターとして登録され、かつ、定期受付年度の9月30日から前5年に、(一社)日本建設機械施工協会北陸支部の「除雪機械安全施工技術講習会」や富山県の「除雪オペレーター実地研修」等、除雪作業の技術向上や安全管理の講習を受講した従業員を雇用している。	10	

項 目	点数 (注1)	○印欄 (注2)
(2)申請日時点で市の除雪オペレーターとして登録され、かつ、定期受付年度及びその前年度で、申請日までの間、市の除雪オペレーターとして新規に登録した従業員を雇用している。		
合計	※(注1)	/

(注1) 点数欄、合計欄は記入しないでください。

(注2) 該当する欄に○印を記入してください。

(注3) 富山市建設業協会、富山市管工事協同組合、富山県構造物解体協会、富山市電業協会、斜面防災対策技術協会富山県支部、富山県地質調査業協会、富山造園業協同組合など。

ボランティア活動実績報告書

商号又は名称					
活動の概要					
活動場所					
活動期間	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日 ~</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日 ~</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>	年 月 日 ~	年 月 日	年 月 日 ~	年 月 日
年 月 日 ~	年 月 日				
年 月 日 ~	年 月 日				
活動人数	のべ人数 人 / 実人数 人				
具体的な活動内容					

※記載要領及び注意事項

①活動を証する記事等の添付

活動の証となるもの（新聞記事・広報記事・写真等）を添付のうえ、この報告書を提出してください。

②活動範囲

富山市内での活動内容が確認出来るものが対象となります。

③活動例

道路・公園の清掃、交通安全活動、防犯活動など。ただし、契約に基づく施工など対価を得て行う業務等は対象としません。また、法人ではなく個人で活動しているものは除きます。

④活動期間

基準日（令和 年 月 日）から前4年間に2回以上継続的に行っている実績とは、 年10月1日から 年9月30日までの間で、複数年度にわたり、2回以上の同一活動の実績があることです。

障害者雇用の報告書

障害の種類（障害等級又は区分）		雇用状況	雇用の有無 （該当者がいる 場合のみ○印）	人数
(1) 身体障害者	障害等級又は区分			人
(2) 知的障害者	障害等級又は区分			人
合計人数				人
総従業員数				人

申請日時点で、上記の障害者を当社従業員として雇用していることに相違ありません。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

記載要領

- この報告書は、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（以下「法」という。）」第43条第1項に規定する障害者の雇用義務がない事業者（＝常用労働者数43.5人未満（建設業は53.5人未満））が、申請日時点、法第2条に定める障害者で雇用保険の被保険者を雇用している場合に作成してください。ただし、代表者及び役員で雇用保険に加入していない方は除かれます。
- 障害等級又は区分欄は、身体障害者手帳等に記載されている障害等級又は区分を記入してください。

添付書類

- 身体障害者手帳等の写し

法定外公共物の機能管理に係るボランティア活動実績報告書

商号又は名称	
活動の概要	
活動場所	
活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日 年 月 日 ～ 年 月 日
活動人数	のべ人数 人 / 実人数 人
具体的な活動内容	

※記載要領及び注意事項

①活動を証する記事等の添付

活動の証となるもの（新聞記事・広報記事・写真等）を添付のうえ、この報告書を提出してください。

②活動範囲

富山市内での活動内容が確認出来るものが対象となります。（位置図を添付して下さい。）

③活動例

管理者等から依頼を受け、草刈りや水路のしゅんせつ、軽微な修繕活動等。ただし、法人ではなく個人で活動しているものは除きます。

④活動期間

基準日（令和 年 月 日）から前2年間に2回以上継続的に行っている実績とは、 年10月1日から 年9月30日までの間で、複数年度にわたり、2回以上の同一活動の実績があることです。

企業規模等調書

主たる事業による区分		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
1	製造業、建設業、運輸業等に属する事業を主たる事業としている者	円	人
2	卸売業に属する事業を主たる事業としている者	円	人
3	サービス業に属する事業を主たる事業としている者	円	人
4	小売業に属する事業を主たる事業としている者	円	人

〔記入上の注意〕

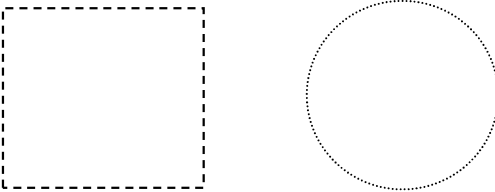
- 1 主として営む事業の区分
 - ア 区分は、「日本標準産業分類」によること。
 ※区分の詳細については、総務省統計局ホームページで確認できます。
 - イ 主たる事業が「2 卸売業に属する事業」、「3 サービス業に属する事業」及び「4 小売業に属する事業」のいずれにも該当しない場合は、「1 製造業、建設業、運輸業等に属する事業」の欄に記入すること。
 - ウ 2種類以上の事業を兼営している場合は、企業の実態を従業員数の配分、営業規模、営業収益の割合等から判断すること。
- 2 資本金の額又は出資の総額は、会社の種類に応じ、次の基準で記入すること。
 - ア 株式会社・合同会社は、資本金の額
 - イ 合名会社・合資会社は、社員の出資の総額（払込みの有無を問わない。）
- 3 個人経営の場合は、「常時使用する従業員の数」のみ記入すること。

委 任 状

所在地(住所)
委 任 者 商号又は名称
代表者職氏名

社印

代表者印



私は、下記の者を代理人と定め、富山市との間に行う契約について、下記の事項に関する権限を委任します。

記

- 1 入札及び見積に関する一切の権限
- 2 復代理人選定に関する一切の権限
- 3 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限
- 4 代金の請求及び受領に関する一切の権限

所在地(住所)
受 任 者 商号又は名称
代表者職氏名

営業所の専任技術者一覧表

	許可区分	建設工事の種類	営業所の専任技術者	資格の名称
1	一般・特定			
2	一般・特定			
3	一般・特定			
4	一般・特定			
5	一般・特定			
6	一般・特定			
7	一般・特定			
8	一般・特定			
9	一般・特定			
10	一般・特定			
11	一般・特定			
12	一般・特定			
13	一般・特定			
14	一般・特定			
15	一般・特定			
16	一般・特定			
17	一般・特定			
18	一般・特定			
19	一般・特定			
20	一般・特定			

記載要領及び注意事項

- 1 建設業許可を受けている全ての業種について記入すること。ただし、建設業法第3条第1項に定める営業所を委任先としている者にあつては、当該委任先が受けている建設業許可の業種について記入すること。
- 2 「許可区分」欄は、一般建設業の場合は「一般」に、特定建設業の場合は「特定」に○を付けること。
- 3 「資格の名称」欄には、「営業所の専任技術者」に記入した者が専任の技術者となる建設業に係る資格のみ記入すること。

様式第5号（第4条関係）

商号又は名称	
--------	--

※業者番号						
-------	--	--	--	--	--	--

業 態 調 書 (建設工事)

有資格技術職員内訳

施 工 管 理 技 士	検 定 種 目	級別・種別・資格区分コード		人 数
	建設機械施工技士	一級	111	
二級		212		
土木施工管理技士	一級	113		
		二級	土木	214
	鋼構造物塗装		215	
	薬液注入		216	
建築施工管理技士	一級	120		
		二級	建築	221
	躯体		222	
仕上げ	223			
電気工事施工管理技士	一級	127		
	二級	228		
管工事施工管理技士	一級	129		
	二級	230		
造園工事施工管理技士	一級	133		
	二級	234		

技 術 部 門	選 択 科 目 ・ 資 格 区 分 コ ー ド		人 数
	建設及び 総合技術監理	「鋼構造及びコンクリート」	
建設 総合技術監理	その他		
	建設部門に係る選択科目のうち「鋼構造及びコンクリート以外のもの」		
農業及び 総合技術監理	「農業土木」		
電気電子 総合技術監理	—		
機械及び 総合技術監理	電気電子部門に係る選択科目		
	「流体力学」又は「熱工学」		
機械 総合技術監理	その他		
	機械部門に係る選択科目のうち「流体力学」又は「熱工学」以外のもの		
上下水道及び 総合技術監理	「上水道及び工業用水道」		
上下水道 総合技術監理	その他		
	上下水道部門に係る選択科目のうち「上水道及び工業用水道」以外のもの		
森林及び 総合技術監理	「林業」		
森林及び 総合技術監理	「森林土木」		
衛生工学及び 総合技術監理	「水質管理」		
衛生工学及び 総合技術監理	「廃棄物管理」		
衛生工学 総合技術監理	その他		
	衛生工学に係る選択科目のうち「水質管理」、「廃棄物管理」以外のもの		
建 築 士 等	一級建築士	137	
	建築士	二級建築士	238
		木造建築士	239
建築設備士	—		
合 計			
実 人 数			

監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数	
登録基幹技能者講習修了証の所持者数	
監理技術者を補佐する資格を有する者の数	

記載要領

- 「有資格技術職員内訳」の人数欄は、申請日時時点で在籍している有資格技術職員の内訳について記入すること。
- 「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を所持者数」については、「経営事項審査申請書」〈別紙二〉の技術職員名簿の「監理技術者資格者証交付番号」欄に同交付番号が記載されている技術者で監理技術者講習修了証を所持している技術者を集計し、合計人数を記入してください。
- 「登録基幹技能者講習修了証の所持者数」欄については、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているものをいい、労務者又はこれに準ずるものを除き、建設業に従事する者に限る。

商号又は名称	
--------	--

※ 業者番号							
--------	--	--	--	--	--	--	--

技 術 職 員 名 簿

No.	氏 名	有 資 格 区 分 コ ー ド						実務経験業種	担当業種区分（29業種）	監理技術者資格者証 交付番号	勤務している営業所
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
		現場代理人として配置可能な者	人	主任技術者の資格を有する者	人	監理技術者の資格を有する者	人				

記載要領及び添付書類

- 1 工事現場に配置可能な職員（代表者を含む）のみ記載すること。（主任技術者は当該名簿の中から選任すること）
- 2 「有資格区分コード」は、「別表 技術職員 資格区分コード表」に基づいて記入すること。001～004の場合は、「実務経験業種」欄に担当業種を記載すること。
- 3 「担当業種区分」は、資格及び実務経験等により対応可能な担当業種（建設業許可業種の略号）を記入すること。

別表 技術職員 資格区分コード表

実務経験による	
コード 資格区分	
001	法第7条第2号イ該当【指定学科卒業後3年又は5年の実務経験】
002	法第7条第2号ロ該当【10年の実務経験】
大臣認定による	
コード 資格区分	
003	法第15条第2号ハ該当【同号イと同等以上：大臣認定者】
004	法第15条第2号ハ該当【同号ロと同等以上：大臣認定者】
コード 資格区分	
005	<p>監理技術者補佐</p> <p>①主任技術者となる資格を有し、1級技師補である者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1級建設機械施工管理技士補 ・1級土木施工管理技士補 ・1級建築施工管理技士補 ・1級電気工事施工管理技士補 ・1級管工事施工管理技士補 ・1級電気通信工事施工管理技士補 ・1級造園施工管理技士補 <p>②監理技術者となる資格を有する者</p>
建設業法（技術検定）による	
コード 資格区分	
111	一級建設機械施工技士
212	二級建設機械施工技士（第1種～第6種）
113	一級土木施工管理技士
214	二級土木施工管理技士（土木）
215	二級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）
216	二級土木施工管理技士（薬液注入）
120	一級建築施工管理技士
221	二級建築施工管理技士（建築）
222	二級建築施工管理技士（躯体）
223	二級建築施工管理技士（仕上げ）
127	一級電気工事施工管理技士
228	二級電気工事施工管理技士
129	一級管工事施工管理技士
230	二級管工事施工管理技士
133	一級造園施工管理技士
234	二級造園施工管理技士
建築士法による	
コード 資格区分	
137	一級建築士
238	二級建築士
239	木造建築士
技術士法による	
コード 資格区分	
141	建設・総合技術監理（建設）
142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）
143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）
144	電気電子・総合技術監理（電気電子）
145	機械・総合技術監理（機械）
146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）
147	上下水道・総合技術監理（上下水道）
148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（「上下水道及び工業用水道」）
149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）
150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）
151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）
152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）
153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）
154	衛生工学「廃棄物処理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）
電気工事士法・電気事業法・電気通信事業法による	
コード 資格区分	
155	第一種電気工事士
256	第二種電気工事士【3年】
258	電気主任技術者（第1種～第3種）【5年】
259	電気通信主任技術者
水道法による	
コード 資格区分	
265	給水装置工事主任技術者【1年】
消防法による	
コード 資格区分	
168	甲種消防設備士
169	乙種消防設備士

職業能力開発促進法による	
コード 資格区分	
171	建築大工（1級）
271	建築大工（2級）【3年】
172	左官（1級）
272	左官（2級）【3年】
173	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工（1級）
273	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工（2級）【3年】
166	ウェルポイント施工（1級）
266	ウェルポイント施工（2級）【3年】
174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（1級）
274	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（2級）【3年】
175	給排水衛生設備配管（1級）
275	給排水衛生設備配管（2級）【3年】
176	配管・配管工（1級）
276	配管・配管工（2級）【3年】
177	タイル張り・タイル張り工（1級）
277	タイル張り・タイル張り工（2級）【3年】
178	築炉・築炉工（1級）・れんが積み
278	築炉・築炉工（2級）【3年】
179	ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブロック施工
279	ブロック建築・ブロック建築工（2級）【3年】
180	石工・石材施工・石積み（1級）
280	石工・石材施工・石積み（2級）【3年】
181	鉄工・製罐（1級）
281	鉄工・製罐（2級）【3年】
182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）
282	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）【3年】
183	工場板金（1級）
283	工場板金（2級）【3年】
184	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」（1級）
284	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」（2級）【3年】
185	板金・板金工・打出し板金（1級）
285	板金・板金工・打出し板金（2級）【3年】
186	かわらぶき・スレート施工（1級）
286	かわらぶき・スレート施工（2級）【3年】
187	ガラス施工（1級）
287	ガラス施工（2級）【3年】
188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）
288	塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）【3年】
189	建築塗装・建築塗装工（1級）
289	建築塗装・建築塗装工（2級）【3年】
190	金属塗装・金属塗装工（1級）
290	金属塗装・金属塗装工（2級）【3年】
191	噴霧塗装（1級）
291	噴霧塗装（2級）【3年】
167	路面標示施工
192	畳製作・畳工（1級）
292	畳製作・畳工（2級）【3年】
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）
293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）【3年】
194	熱絶縁施工（1級）
294	熱絶縁施工（2級）【3年】
195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）
295	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）【3年】
196	造園（1級）
296	造園（2級）【3年】
197	防水施工（1級）
297	防水施工（2級）【3年】
198	さく井（1級）
298	さく井（2級）【3年】
その他	
コード 資格区分	
060	解体工事施工技士
061	地すべり防止工事士【1年】
062	建築設備士【1年】
063	一級計装士【1年】
064	基幹技能士
099	その他

（備考） 資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に建設業法第7条第2号ハ該当となるために必要とされている実務経験年数

様式第7号（第4条関係）

商号又は名称	
--------	--

※ 業者番号							
--------	--	--	--	--	--	--	--

技術職員以外の職員名簿

No.	氏名	採用年月日	健康保険への加入 (年月日)	雇用保険への加入 (年月日)	従事内容	勤務している営業所
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

現場代理人として配置可能な者	人
----------------	---

記載要領

- 1 この名簿には、技術職員名簿に記入した技術職員以外で現場代理人になりうる者を記入すること。
- 2 雇用関係を特に限定することなく常時雇用されている者とし、労務者（常用労務者を含む。）又はこれに準ずるものを除く。

様式第8号（第4条関係）

商号又は名称

※ 業者番号					
--------	--	--	--	--	--

保有機械器具調書

年 月 日 現在

種 別	名 称	型 式 ・ 性 能	数 量	備 考	種 別	名 称	型 式 ・ 性 能	数 量	備 考

記載要領
1 舗装工事に申請する者は、この調書のほか、舗装工事の施工体制状況調書（総括表）、舗装工事に従事する技術者調書、舗装工事に従事する技能者調書、舗装機械の保有状況調書、アスファルト舗装工事に係る施工体制調書及びアスファルト舗装工事の施工実績調書についても提出すること。

取引金融機関届
(建設工事・建設コンサルタント業務等)

年 月 日

(宛先) 富山市長

※ 債権者コード	0																			
----------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申請者(委任先がある場合は、受任者の内容を記載してください。)

新規	更新
----	----

商号・名称
代表者職氏名
所在地

金融機関コード																				
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

完成 払等 専用	金融機関名	銀行・金庫・農協・漁協															本店・支店・支所・出張所					
	預金種目	1: 普通預金					2: 当座預金															
	口座番号																					
	口座 名義人	(カナ)																(漢字)				

金融機関コード																				
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

前 金 払 専 用	金融機関名	銀行・金庫・農協・漁協															本店・支店・支所・出張所					
	預金種目	1: 普通預金																				
	口座番号																					
	口座 名義人	(カナ)																(漢字)				

記載要領

- 1 口座番号が6桁の場合は、右詰めで先頭に0を記載
- 2 名義人カナについて、前(欄)等は、(カ) (ユ)、後(欄)等は (カ) (ユ、中(欄)等は (カ) (ユ) と記載
- 3 前金払専用口座欄は、前金払専用口座を設定する場合のみ記載
- 4 完成払等専用口座は、工事以外の業種 (コンサル・物品・業務委託) の申請がある場合は、他の業種の完成払専用口座・指定口座と同一の口座を記載
- 5 完成払等専用口座と前払金専用口座は同一不可
- 6 前払金専用口座は普通預金口座のみ (当座預金口座は不可)

資本関係・人的関係に関する調書

令和 年 月 日

所在地 _____
 商号又は名称 _____
 代表者職氏名 _____

申請日における、当者と他の富山市の競争入札参加資格登録業者との資本関係及び人的関係は、次のとおり相違ありません。

1 資本関係に関する事項 該当の有無 有 ・ 無 (どちらかに○)

① 親会社（会社法第2条第4号の規定によるもの）

商号又は名称	所在地	代表者氏名

② 子会社（会社法第2条第3号の規定によるもの）

商号又は名称	所在地	代表者氏名

③ 親会社を同じくする子会社

商号又は名称	所在地	代表者氏名

2 人的関係に関する事項 該当の有無 有 ・ 無 (どちらかに○)

① 役員等を兼任している者

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

3 その他、上記1、2と同視し得る関係に関する事項 該当の有無 有 ・ 無 (どちらかに○)

① 組合とその構成員の関係にある法人又は個人

商号又は名称	所在地	代表者氏名

② 役員又は代表権を有する者が夫婦又は住所地が同一で親子・兄弟姉妹の関係にある会社

当社の役員等		当社の役員と関係のある会社及び役職等			
役職	氏名	商号又は名称	役職	氏名	続柄

<記載上の注意>

- 1 この調書は、資本関係・人的関係の有無に関わらず、すべての申請者が提出してください。
 - 2 記入の対象となる関係会社は、富山市に入札参加資格審査申請した（または、する予定のある）他者について、申請者から見た関係を記入してください。
 - 3 記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を追加し用いてください。
 - 4 この調書に記載された事項が事実と相違することが明らかとなった場合には、入札参加資格停止等の措置を行うことがあります。
 - 5 (1) 資本関係に関する事項
 - ア 親会社と子会社の関係にある場合
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続き中の会社である場合は除きます。
(注) 資本関係に該当する場合において、富山市に入札参加資格審査申請書を提出する（富山市の入札参加資格者名簿に登録されている）会社が他にないことが明らかなき場合は、「該当なし」として記入してください。
 - (2) 人的関係に関する事項
 - ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続き中の会社である場合は除きます。
(注) 人的関係に該当する場合において、富山市に入札参加資格審査申請書を提出する（富山市の入札参加資格者名簿に登録されている）会社が他にないことが明らかなき場合は、「該当なし」として記入してください。
- ① 役職
兼任役員の届出者における役職を記入してください。
(注1) 「代表取締役」、「取締役」、「管財人」、「執行役」のいずれかを記入すること。
(注2) 役員の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、該当するものを記入すること。
例) 代表取締役社長⇒「代表取締役」
専務取締役⇒「取締役」
(注3) 「取締役」には社外取締役も含むが、委員会設置会社の取締役は含まないこと。委員会設置会社における取締役が執行役を兼任している場合は、「執行役」として記入すること。
(注4) 「執行役」とは、委員会設置会社における執行役及び代表執行役をいうこと。
(注5) 「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないこと。
- ② 氏名
兼任役員の氏名を記入してください。
- ③ 兼任先の商号又は名称
兼任役員の兼任先の商号又は名称を記入してください。
- ④ 兼任先役職
兼任役員の兼任先の役職を記入してください。
(注1) 「代表取締役」、「取締役」、「管財人」、「執行役」のいずれかを記入すること。
(注2) 役員の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、該当するものを記入すること。
例) 代表取締役社長⇒「代表取締役」
(注3) 「取締役」には社外取締役も含むが、委員会設置会社の取締役は含まないこと。委員会設置会社における取締役が執行役を兼任している場合は、「執行役」として記入すること。
(注4) 「執行役」とは、委員会設置会社における執行役及び代表執行役をいうこと。
(注5) 「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないこと。

様式第 1 1 号 (第 4 条関係)

(宛先) 富山市長

住所

申請者 商号又は名称

代表者職氏名

営業所実態調査依頼書

富山市の建設工事競争入札参加資格者選定要綱第 4 条の規定に基づき、下記の営業所が建設業法第 3 条第 1 項に規定する主たる営業所の要件に適合しているか否かの調査をお願いします。

記

建設業許可番号		
建設業の許可区分	建設業	
営業所	名称	
	所在地	
	電話番号	
経營業務の 管理責任者	氏名	
技術者	氏名	(工事関係)
	氏名	(工事関係)
※別紙可	氏名	(工事関係)
	氏名	(工事関係)

営業所写真

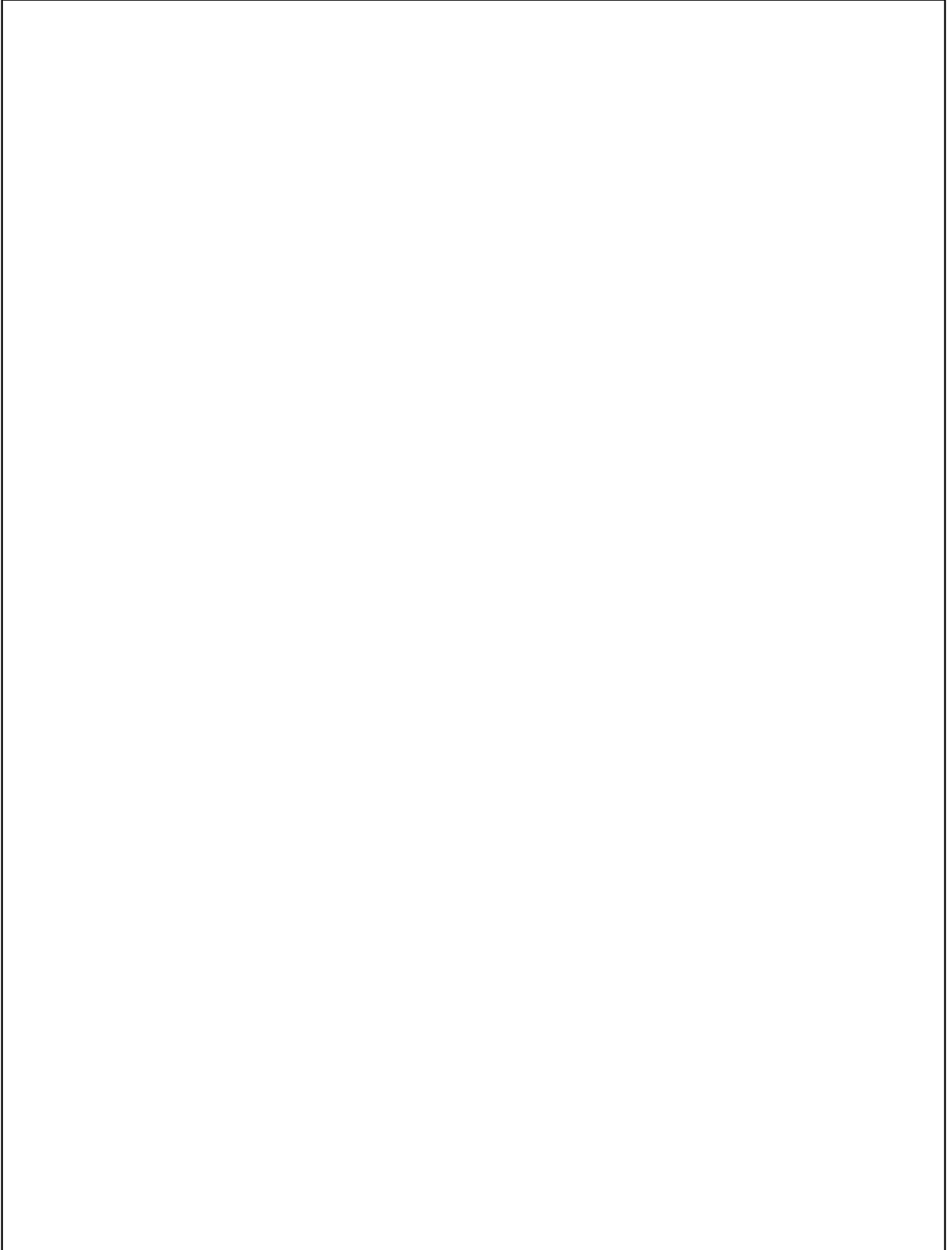
外 観 全 景	年 月 日 撮影
<p>看板等を確認できるように撮影して下さい。</p>	

入 り 口	年 月 日 撮影
<p>表札等を確認できるように撮影してください。</p>	

営業所写真

内 部 全 景	年 月 日 撮影
<p>電話、机等什器備品を確認できるように撮影して下さい。</p>	

建設業の許可票	年 月 日 撮影
<p>建設業法第40条に規定する標識です。</p>	



様式第13号（第7条関係）

建設工事入札参加資格（譲受、相続）審査申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

このたび、下記により建設工事の営業の全部若しくは一部を譲受け（相続）し、建設工事の入札に参加したいので資格審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 譲渡人（被相続人）の住所氏名
- 2 譲受人（相続人）の建設業許可番号
- 3 譲受け（相続）した営業の種類
- 4 譲受け（相続）年月日
- 5 譲受け（相続）の理由

入札参加資格変更届出書

年 月 日

(宛先)富山市長

届出者 (本社)	所在地	
	商号・名称	
	代表者職氏名	

先に申請した(建設工事等 ・ 物品購入 ・ 業務委託)入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項について、下記のとおり変更があったので届け出ます。

記

I 次の項目番号を記入し、変更内容、変更年月日を記入する

- (1) 商号又は名称及び所在地
- (2) 受任先営業所等の名称及び所在地
- (3) 法人である場合には代表者の氏名
- (4) 受任者の氏名
- (5) 営業所の専任技術者の氏名(工事のみ)
- (6) 指定口座 (Ⅱも記載する。)
- (7) 電話番号及び FAX 番号
- (8) その他(メールアドレス等)

番号	変 更 前	変 更 後	変更年月日

Ⅱ 指定口座内容に変更がある場合 (建設工事等の場合は 完成払 ・ 前金払)

金融機関コード			金融機関名	銀行	店
口座種別	1:普通	2:当座	口座番号		
名義人	カナ				
	漢字				

(注) 1 商号・名称、代表者及び本社の所在地が変更の場合は、登記簿謄本(写)を添付。受任先がある場合は委任状も添付。

2 建設工事の主たる営業所の所在地を富山市の区域内に変更した者は、営業所実態調査依頼書(様式第11号)を添付。

3 受任先の事項だけの変更となる場合でも委任状を添付。

(担当者 所属 職 氏名)

(担当者直通電話番号)

(担当者メールアドレス)

様式第15号（第8条関係）

入札参加資格取下届出書

年 月 日

（宛先） 富山市長

届出者 (本社)	所在地
	商号・名称
	代表者職氏名

競争入札参加資格者名簿（建設工事等・物品購入・業務委託）に登載されている次の業種に係る入札参加資格について、その取下げをしたいので、届け出ます。

業 種 名

（担当者 所属 職 氏名）

（担当者直通電話番号）

（担当者メールアドレス）

様式第16号（第11条関係）

建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

共同企業体の名称

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

工事に係る 入札に参加したいので、入札参加資格の審査を申請します。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること、この申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

添 付 資 料	部 数
共同企業体協定書	1
構成員ごとの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	1

（担当者 所属 職 氏名）

（担当者直通電話番号）

（担当者メールアドレス）